

市町村名	都道府県名	基本計画名称
倉吉市	鳥取県	倉吉市中心市街地活性化基本計画

認定日	最終変更日	計画期間			面積		人口		特別用途地区
		開始	終了	期間	市町村全域 (km <sup>2</sup> )	中心市街地 (ha)	市町村全域 (人)	中心市街地 (人)	都市計画決定日
H27. 6. 30	H28. 7. 29	H27. 7	H32. 3	4年9か月	272.06km <sup>2</sup>	195ha	49,638	6,748	H27. 4

中心市街地活性化協議会				
名称	設立日	都市機能の増進(法第15条第1項第1号)	経済活力の向上(法第15条第1項第2号)	
倉吉市中心市街地活性化協議会	H26. 10. 16	(株) 赤瓦	倉吉商工会議所	

目標	指標	現況	目標
誰もが持続的に住みたく暮らしやすい生活環境を備えたまち	中心市街地全体の人口の社会増減	-121人 H21～H26	±0人 H27～H32
歴史的・文化的資源を活かした回遊型観光のまち	中心市街地における観光入込客数	約375,500人 H25	約421,400人 H31
小規模でも高付加価値な事業活動を創出するまち	中心市街地における創業事業所数	平均5件/年 H21～H25	平均8件/年 H27～H31

事業名	事業期間	支援措置	支援措置期間	実施主体	区分					概要	
					市	福	居	経	交		
歴史的景観整備事業	H23～H32	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)	H23～H32	倉吉市、建物所有者	○						倉吉市らしい歴史をいかした中心市街地の景観を形成し、住民にとって誇らしい、来訪者にとって魅力ある市街地とするため、既存の伝統的建造物群保存地区の修理・修景事業の維持・更新を図るとともに、新たな伝建地区の指定やそれに伴う修理・修景事業の実施に取り組む。また、街なみ環境整備を実施する。
市道瀬崎町鍛冶町2丁目線道路整備事業	H24～H27	社会資本整備総合交付金(道路事業)	H24～H27	倉吉市	○						都市計画道路として指定されている市道の一部の道路整備を行う。
上井地区側溝修繕事業(上井中央線、上井2号線)	H27～H28	防災・安全交付金(道路事業)	H27～H28	倉吉市	○						上井地区の側溝の修繕を行う。
市道住吉町円谷町線歩道改修事業	H28～H30	防災・安全交付金(道路事業(街路))	H28～H30	鳥取県	○						側溝改修に併せて、電柱を再配置し、歩道の拡幅を行う。
駅北通り線整備事業	H27～H31	防災・安全交付金(道路事業(街路))	H27～H31	鳥取県	○						倉吉駅北の市道駅北通り線を県道へ移管し、街路整備を行う。
打吹公園整備事業	H23～H32	社会資本整備総合交付金(都市公園・緑地等事業)	H23～H27	倉吉市		○					体育施設(庭球場、野球場など)の改修、体験学習施設の改修を行う。

事業名	事業期間	支援措置	支援措置期間	実施主体	区分					概要
					市	福	居	経	交	
倉吉淀屋活用事業	H27～H30	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業)	H27～H30	倉吉市		○				倉吉淀屋付属屋の修理・修原、修繕、トイレなどの施設整備および、来館者へ説明を行う管理人の設置を行う。
夕夜間時間帯のバス運行事業	H27～H31	乗合バスの利用者の利便の増進のための事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	H27～H31	バス事業者					○	現在運行の時間外である20時以降に、倉吉駅～西倉吉間のバスを運行する。
地域公共交通確保維持改善事業	H23～	地域公共交通確保維持改善事業	H23～	バス事業者					○	地域間幹線系統路線の維持を図るためにバス事業者への補助を行う。